

第 19 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 12 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 産 業 文 化 会 館 2A会議室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	10 時 40 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
8	間 々 田 英 治	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫	堀口晴義	出○席 欠席
	③			⑬		
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	宇田川はる江	出○席 欠席
	⑤			⑮	江川直一	出○席 欠席
	⑥			⑯	寺田正彦	出○席 欠席
	⑦	江袋年史	出○席 欠席	⑰	島寄典緒	出○席 欠席
	⑧			⑱	荻原増夫	出○席 欠席
	⑨	長島孝	出○席 欠席	⑲	諸貫達也	出○席 欠席
	⑩			⑳	木村民夫	出○席 欠席
関係者				書記	局長	小林誠
					主事	高澤茉鈴

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局長</p>	<p>開会宣告（9：00） あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行） 議事録署名人の選出についてですが、間々田委員、寺田委員両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限が適用されますので、宇田川委員には、一時退席をお願いいたします。 （退席後） 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、5件となっております。 進行番号1でございますが、下須戸〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下須戸字土手下〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、282㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。地域交流センターの北西に位置する下須戸地内の農振農用地でございます。 次に進行番号2でございますが、野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇が所有する野字中島〇〇〇〇番、地目：畑、1,000㎡外3筆、計3,889㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。満願寺の北に位置する野地内の農振農用地でございます。 次に進行番号3でございますが、鴻巣市箕田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、同居の母親である〇〇〇〇さんが所有する野字南〇〇〇〇番、地目：田、2,382㎡について、経営の安定を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。行田みなみ産業団地の北に位置する野地内の農振農用地でございます。 次の進行番号4と5は関連がございまして、亡くなった兄弟から遺言書により贈与を受けるものでござい</p>
--	---	--

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 議長 事務局長</p>	<p>ます。</p> <p>進行番号 4 は、渡柳〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、渡柳字原〇〇〇〇番、地目：畑、9 6 5 m² について、進行番号 5 は、鴻巣市箕田〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、渡柳字原〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、2 4 5 m²外 1 筆、計 4 9 1 m²について、それぞれ自家消費分の野菜を作付けするため、遺贈により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>両名とも農作業経験が 1 0 年以上あることから要件的にも問題がないと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。上の斜線部分の大きい区画が進行番号 4、小さき 2 つの区画が進行番号 5 でありまして、さきたま霊園の東に位置する渡柳地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>退席した委員の入室を認めます。</p> <p>(入室、着座)</p> <p>宇田川委員に申し上げます。「議案第 1 号」は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 1 ページをお願いします。議案第 2 号は、3 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、渡柳 1 4 2 9 番地 大澤 定雄さんが、自己所有の渡柳字原〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、6 0 4 m²について、住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、申請地で生活しておりますが、土地を精査したところ、敷地の一部が農地であることが</p>
---	---	--

	<p>判明いたしました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。下の斜線部分で、さきたま霊園の北東に位置する渡柳地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は1,142.10㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、馬見塚〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、自己所有の馬見塚字高田〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、62㎡について、住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、申請地で生活しておりますが、土地を精査したところ、敷地の一部が農地であることが判明いたしました。今回、この状態を是正するため申請がなされたものでございますが、申請人は始末書を提出し、深く反省しており、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。南河原浄水場の北に位置する馬見塚地内の集落内農地でございます。</p> <p>なお、白抜きになっている部分の敷地と申請地の面積を合計すると215㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、さいたま市北区宮原町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇棟〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、自己所有の須加字久保内〇〇〇〇番、地目：田、129㎡について、住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、申請地とさいたま市を行き来して生活しておりますが、土地を精査したところ、敷地の一部が農地であることが判明いたしました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。緑風苑の西に位置する須加地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は2,001.33㎡になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る12月20日、現地調査をしていただいておりますので、太田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る12月20日、私と川島委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局</p>
--	--

<p>『議案第3号』</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び太田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。この議案には、委員みずから関係する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限が適用されますので、太田委員には、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p>
	<p>議長 事務局長</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いします。議案第3号は、18件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、長野〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号ー〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字諏訪通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、393㎡について、使用貸借により住宅1棟 146.57㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいと住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北に位置する埼玉地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、忍〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号ー〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である長野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する長野字榎戸〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、382㎡ついて、使用貸借により住宅1棟、56.55㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったもの</p>

でございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭になってきたため、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。長野工業団地の東に位置する長野地内の集落に接する農地でございます。

なお、本件申請地につきましては、令和5年12月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。

次に進行番号3でございますが、羽生市大字北袋〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇棟〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である加須市三俣〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する長野字天神〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、325㎡外1筆、計348㎡について、使用貸借により住宅1棟、125.52㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、羽生市内の借家で家族と共に生活しておりますが、家財道具も増え、何かと手狭になってきたため、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。長野工業団地の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、鴻巣市吹上本町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、義理の父である堤根〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する堤根字代官田通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、350㎡外1筆、計380㎡について、使用貸借により住宅1棟、127.94㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭になってきたため、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。武蔵水路の東に位置する堤根地内の集落に接する農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は496.17㎡になる予定でございます。

次に進行番号5でございますが、鴻巣市鎌塚〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さ

んが、下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下忍字東谷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、468㎡について、売買により住宅1棟、92.95㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭であり、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。斜線の路地状敷地になっている方で、国道17号バイパスの南に位置する下忍地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、下忍〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇棟〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下忍字東谷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、370㎡について、売買により住宅1棟、88.60㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭であり、将来のことを考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。斜線の長方形の方で、国道17号バイパスの南に位置する下忍地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、斎条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、同居の父親である〇〇〇〇さんが所有する斎条字蓮河原〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、94㎡外1筆、計335㎡について、使用貸借により住宅1棟、109.30㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、実家で生活しておりますが、今後の生活状況や将来の事を考慮し、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。岡谷電機産業の南東に位置する斎条地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号8でございますが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、加須市志多見〇〇〇〇番地〇〇〇〇棟〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する下須戸字広島〇〇〇〇番、地目：畑、513㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、実家で生活しておりますが、独立しようと申請地を購入しようとしたところ、地目が農地であることが判明いたしました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でない

ことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の西に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。

次に進行番号9でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、さいたま市西区三橋〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇棟〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字稲荷通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、1, 249㎡について、売買により資材置場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内で事務所を置き、産業廃棄物及び一般廃棄物処理業を営んでおります。不用品の回収、粗大ごみ、引っ越しごみの処分、遺品整理等事業を拡大し、業務も多忙であり、資材置場や仕分け作業スペースの手狭さを感じておりました。そこで、既設駐車場の隣接土地所有者に相談したところ、快諾が得られたことから申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。埼玉中学校の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分は既設駐車場であり、申請地と合計すると、面積は2, 108㎡になる予定でございます。

次の進行番号10と11は、東京都豊島区池袋〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する野字中道〇〇〇〇番、地目：畑、952㎡及び野字中道〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、782㎡について、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、東京都に本社を置き、太陽光発電事業を営んでおりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

進行番号10の事業計画は、太陽光パネルを計124枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が8万2, 540kwh、進行番号11の事業計画は、太陽光パネルを計132枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が8万5, 174kwh、であり、それぞれ設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。

事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の15ページをご覧ください。下側の斜線が進行番号10、上が進行番号11になります。どちらも県道行田蓮田線と国道17号バイパスに挟まれた野地内の集落内農地でございます。

次の進行番号12と13は、大阪府中央区道修町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

進行番号12は、久喜市本町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する真名板字道閑向〇〇〇〇番、地目：畑、899㎡外1筆、計948㎡について、進行番号13は、真名板〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する真名板字堂裏〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、936㎡について、それぞれ太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

進行番号12の事業計画は、太陽光パネルを計165枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万1,348kwh、進行番号13の事業計画は、太陽光パネルを計164枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万1,896kwh、であり、それぞれ設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。

事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の16ページをご覧ください。進行番号12が埼玉県農林公社の東に位置する農地、進行番号13が埼玉県農林公社の南に位置する農地で、どちらも真名板地内の集落内農地でございます。

進行番号14と15は関連がございまして、東京都千代田区内幸町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、駐車場敷地及びその工事に伴う工事用地にしたいとして申請があったものでございます。

進行番号14は、下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下忍字西谷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、20㎡について、売買により駐車場敷地に、進行番号15は、下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下忍字西谷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、990㎡のうち、357㎡について、賃貸借により仮設工事用地にしたいとして一時転用の申請があったものでございます。

申請人は電気事業を営んでおりますが、鉄塔などの巡視時や設備事故の緊急対応時などに駐車できるスペースがなかったことから、鉄塔に隣接している土地所有者に話をしたところ、承諾が得られたことから申請に至ったものでございます。また、進行番号15は、この駐車場の舗装工事等をする際に、車両や資材置場として隣接地を一時的に借り受けるもので転用期間は2か月間となっております。

申請地は、鉄塔敷に隣接する農地で面積的にも狭小であり、また、その工事をするための一時的な転用であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の17ページをご覧ください。鉄塔の下の矢印のような形が進行番号14、その西側の四角形が進行番号15でどちらもハートフル行田の西に位置する下忍地内のご覧の農地でございます。

なお、白抜きになっている箇所は、その筆の転用しない部分を表示したものでございます。

次に進行番号16でございますが、持田〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇が所有する持田字東谷〇〇〇〇番、地目：田、542㎡外1筆、計1,506㎡について、使用貸借により、農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。

譲受人は、本市に本社を置き、不動産業や土木工事業などを営んでおりますが、今回、盛土をして農地改良を行うものでございます。

申請地は低地で水はげが悪く、ブルーベリー栽培に不向きなため、盛土をして栽培に適した高さにするため、地盤高を60cm程上げたいとのことでございます。

工事期間は2ヵ月を予定しており、申請書には隣接地権者の同意書が添付されております。

場所につきましては、位置図の18ページをご覧ください。左側の斜線部分で、西中学校の南に位置する持田地内の農振農用地でございます。

次に進行番号17でございますが、熊谷市久下〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する野字北海戸〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、1,324㎡のうち、344㎡について、賃貸借により、仮設工事用地にしたいとして一時転用の申請があったものでございます。

譲受人は、熊谷市に本社を置き、土木建築請負業を営んでいる法人でございます。今回、申請地の隣地にある倉庫の建物改修工事を請け負いましたが、工事に当たり敷地に余裕がないため、工事期間の6ヶ月間だけ一時的に転用が出来ないか地権者に相談したところ、承諾が得られたため申請に至ったものでございます。面積は必要最小限であり、また、工事期間中の一時的な利用であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の19ページをご覧ください。国道17号バイパスの東に位置する野地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている箇所は、その筆の転用しない部分を表示したものでございます。

次に進行番号18でございますが、東京都千代田区外神田〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、さいたま市見沼区大和田町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんがそれぞれ所有する

		<p>堤根字中通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、562㎡外38筆、計10,534㎡について、障がい者就労施設としてビニールハウス26棟、トレーラーハウス9台を設置したいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、東京都千代田区に本社を置き、コンサルタント業を営んでいる法人でございます。障がい者雇用を促進するため、主に知的障がい者が就労可能な障がい者就労施設を新たに開設しようとして事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>計画では、ビニールハウス内で障がい者スタッフ3名、シルバー管理者1名の計4名が1チームとなり、ミニトマト、コマツナなどの葉物、ニンジンなどを育て、トレーラーハウスは管理棟、従業員休憩室や更衣室などに利用する計画であり、事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の20ページをご覧ください。石田堤歴史の広場の北に位置する堤根地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る12月20日、現地調査をしていただいておりますので、川島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る12月20日、私と太田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び川島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号8番ですが、棟数と建築面積について議案に記載がありませんが、どのような理由でしょうか。こちらにつきましては、〇〇〇〇さんが今回の申請地を取得するために現地調査をした結果、敷地が畑であることが判明したため、申請に至ったものでございます。既存の建物をそのまま利用するため、建築面積等の記載がないものでございます。</p> <p>次に進行番号18番ですが、田畑が混在しておりますが、盛土の予定はありますか。整地後盛土作業の予定があります。ただし、周辺に影響が出ないよう糊面30度未満平場30センチ以上の確保、周囲には防草シートを敷き詰める予定です。また、敷地内の雨水を溜めておくための貯留施設を予定しており、敷地内の雨水については敷地内で処分を予定しております。</p> <p>他にご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	川島委員	
	議長	
	中村委員 事務局長	
	中村委員 事務局長	
	議長	

<p>『議案第4号』 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1講の規定による農業振興地域整備計画の変更について</p>	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。退席した委員の入室を認めます。</p>
	議長	<p>(入室、着座)</p> <p>太田委員に申し上げます。「議案第3号」は、原案のとおり承認されました。</p>
	議長	<p>次に、「議案第4号農業振興地域の整備に関する法律第13条第1講の規定による農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	事務局長	<p>議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農業振興地域内の農用地の除外について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定により、行田市からその除外について農業委員会に意見を求められているものでございます。今回は、軽微変更が1件でございます。軽微変更とは、農業用施設などへの用途区分の変更などを行おうとする場合でございます。</p> <p>進行番号1でございますが、〇〇〇〇さんが、犬塚〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、499㎡外1筆、計999㎡について、観光農園の敷地にしたいとして農用地から農業施設用地へ用途変更してほしい旨の申し出があったものでございます。</p> <p>申請人は、市内に本店を置き、農産物の生産・加工・販売などを営んでおりますが、現在、市内の市街化区域内で既に1ヶ所、観光農園を開園しております。しかし、市街地に設置しているため、まとまった土地の確保が難しいことや、住宅地であるため病虫害等の周辺被害なども懸念されることから新たに申請地で観光農園の開設を目指しているものでございます。</p> <p>今回の申請地につきましては、ブルーベリー畑に隣接しており、また、大通りに面していることやJR行田駅からのアクセスがよいなどの立地条件が良く、利便性が高いことから選定しており、この申請地を中心として将来的には農園を拡大していくことも視野に入れているとでございます。</p> <p>施設の概要は、管理事務所兼休憩所、農業用倉庫、トイレ及び駐車場となっております。これらの施設が農業用施設に該当するかどうかですが、県の「農業振興地域制度運用の手引き」によれば、「農業者が開設し、</p>

<p>『議案第 5 号』 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定について</p>	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>農政課主査</p>	<p>来場者が農作物の収穫を行う農園、いわゆる観光農園は、農業経営の一つの形態であることから、当該農園を管理利用するために必要な施設についても、農業用施設に該当する。」と記述があるため、農業用施設に該当し、用途変更の要件を満たしていると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 18 ページをご覧ください。斜線部分の右側で、行田総合病院の南西に位置する持田地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 4 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第 4 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 4 号は承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 5 号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定について」、を議題といたします。</p> <p>農政課より説明をいたさせます。農政課の入室を認めます。</p> <p>（入室、着座）</p> <p>それでは、「議案第 5 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定について」ご説明させていただきます。</p> <p>こちらは、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づき、現行の「人・農地プラン」を土台として、将来（概ね 10 年後）の地域農業や農地利用を地図で分かりやすくした計画で、令和 7 年 3 月 31 日までに地域計画を策定するものです。計画の策定にあたっては、本年 10 月 22 日から 11 月 15 日まで、地域公民館等の 9 会場において、地域の農地の耕作者や所有者等の皆様に対し、市から計画についての概要説明と意見交換を行い、案をまとめたものでございます。</p> <p>お手元の資料「地域計画（案）」をお願いします。こちらは、農地利用最適化推進委員の担当地区 20 地区に分けて作成したものです。「1. 地域における農業の将来の在り方」「2. 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」「3. 農業者及び区域内の関係者が 2 の目標を達成するためとるべき必要な措置」「4. 地域内の農業を担う者一覧」「5. 農業支援サービス事業者一覧」「6. 目標地図」の各項目において、各地域における農業を取り巻く状況を整理し計画とするものです。</p>
--	--	---

『報告事項』		<p>お手元の資料「目標地図（案）」についても、「地域計画（案）」と同様20地区に分け作成したものでございます。意見交換会では、耕作者名をアルファベットで伏せておりましたが、個人名を記載し、農振農用地（青青）区域における認定農業者及び認定新規就農者の耕作地以外の農用地については、「検討中」とし「白」で記載しているものでございます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第19条第7号の規定に基づき、農業委員会のご意見を伺いたく存じます。</p> <p>以上、「議案第5号 行田農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）（案）の策定について」の説明を終わらせていただきます。</p> <p>農政課から議案第5号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>（なし）</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第5号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（全員挙手）</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第5号は承認することといたします。</p> <p>農政課は退室してください。</p> <p>（農政課退室後）</p>
	議長 主事	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>（1）「農地法第5条の規定による許可申請書の取下げ願いについて」でございますが、鴻巣市寺谷〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんがそれぞれ所有する埼玉字下屋敷通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、940㎡ 外1筆、計1,730㎡について、売買により保育所1棟、601.11㎡を建築したいとして、本年6月25日開催の第13回農業委員会でご審議いただき、承認相当として県へ進達しておりましたが、この度、申請取り下げ願いが提出されたものでございます。</p> <p>理由としましては、国及び市の補助金を利用する予定で進めておりましたが、内示が出なかったことによるものでございます。現在は来年度の補助金を利用する予定で進めておりますが、時間が掛かることから県より一度取り下げのように指導があったものでございます。</p> <p>続きまして、（2）及び（3）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内に</p>

<p>6 その他</p>	<p>議長</p> <p>事務局長 主事</p> <p>農政課長</p>	<p>おける転用行為は、届出の手続きとなっております。</p> <p>(2)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、3件の届出があり、転用目的は、住宅敷地、資材置場、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、6件の届出があり、転用目的は、分譲住宅(5棟)、駐車場、専用住宅、住宅敷地、分譲住宅(3棟)でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続きまして、(4)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、7件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局及び農政課より説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度北埼玉地区農業委員会協議会研修会の開催について ・令和6年度全国農業委員会会長代表者集会内容の動画掲載と決議内容について ・年末年始の農地パトロールについて ・今後の地域計画について ・ジャンボタニシによる水稻の被害防除について ・多面的機能支援推進会議における表彰について ・スマート農業技術実演展示会について <p>以上をもちまして、第19回農業委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>(10:40)</p>
<p>7 閉会</p>	<p>事務局長</p>	<p>以上をもちまして、第19回農業委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>(10:40)</p>